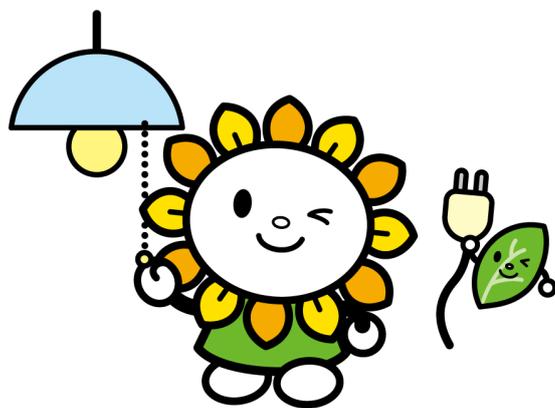


# 尾張旭市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



平成29年4月

尾 張 旭 市

# 目次

第1章	計画策定の背景	
1	地球温暖化とは	1
2	我が国の地球温暖化対策の状況	1
3	本市の取り組み	1
4	尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂	2
第2章	計画の基本的事項	
1	計画の目的	4
2	計画の位置付け	4
3	計画期間及び基準年度	4
4	計画の対象範囲	4
5	対象とする温室効果ガス	5
第3章	温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1	基準年度の温室効果ガスの排出状況	6
2	温室効果ガスの削減目標	7
第4章	取り組み内容	
1	取り組みの基本方針	11
2	個別の取り組み	12
第5章	計画の進行管理	
1	推進体制	15
2	計画の点検・評価・見直し	16
3	公表	16
参考資料		
参考1	対象組織及び施設一覧	18
参考2	EMS等による温室効果ガス排出削減実績の算定	23

## 第1章 計画策定の背景

### 1 地球温暖化とは

地球の表面にある大気には、二酸化炭素に代表される「温室効果ガス」が含まれ、太陽から放射された熱の一部を逃がさず、大気を加熱する結果、地球上の生物が住みやすい気温を保っています。

地球温暖化とは、人類の活動により排出される二酸化炭素などの「温室効果ガス」が増加することで、地球の平均気温が上昇することをいい、地球温暖化によって引き起こされる海面水位の上昇や生態系の破壊、異常気象などが地球環境や私たちの生活に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

### 2 我が国の地球温暖化対策の状況

平成9年に「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」が開催され、先進国の温室効果ガスの排出削減を規定した「京都議定書」が採択されました。これを受けて平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）が施行され、地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることとされ、その措置に関する計画（以下、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」という。）の策定が義務付けられました。

また、平成27年の「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」において、地球温暖化防止について196の国と地域が参加した世界的な協定である「パリ協定」が締結されました。これを受けて政府は平成28年5月に、中期目標として「2030年度までに2013年度比で26%削減する」、さらに長期目標として「2050年までに80%の温室効果ガス削減を目指す」を示した「地球温暖化対策計画」を閣議決定しました。

### 3 本市の取り組み

#### (1) 本市の環境対策の取り組み

本市は、平成15年4月よりISO14001認証取得を目指して取り組みを開始し、平成16年3月に環境に関する国際的な標準規格である「ISO14001」の認証を取得しました。

その後、一定の成果を上げたことから「ISO14001」の認証を返上し、平成22年4月から自己管理方式の環境マネジメントシステム（以下「EMS」という。）に移行しました。

また、本市はISO14001やEMSのマニュアルを地球温暖化対策実行計画（事務事業編）と兼ねるものとして運用してきました。

表1 本市の取り組み

時期	取り組み内容	条例・計画
平成15年4月	ISO14001取り組み開始（尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を兼ねて運用）	
平成16年3月	ISO14001認証取得	
平成16年12月		尾張旭市環境基本条例制定
平成19年3月		尾張旭市環境基本計画策定
平成22年3月	ISO14001認証返上	
平成22年4月	EMS運用開始（尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を兼ねて運用）	

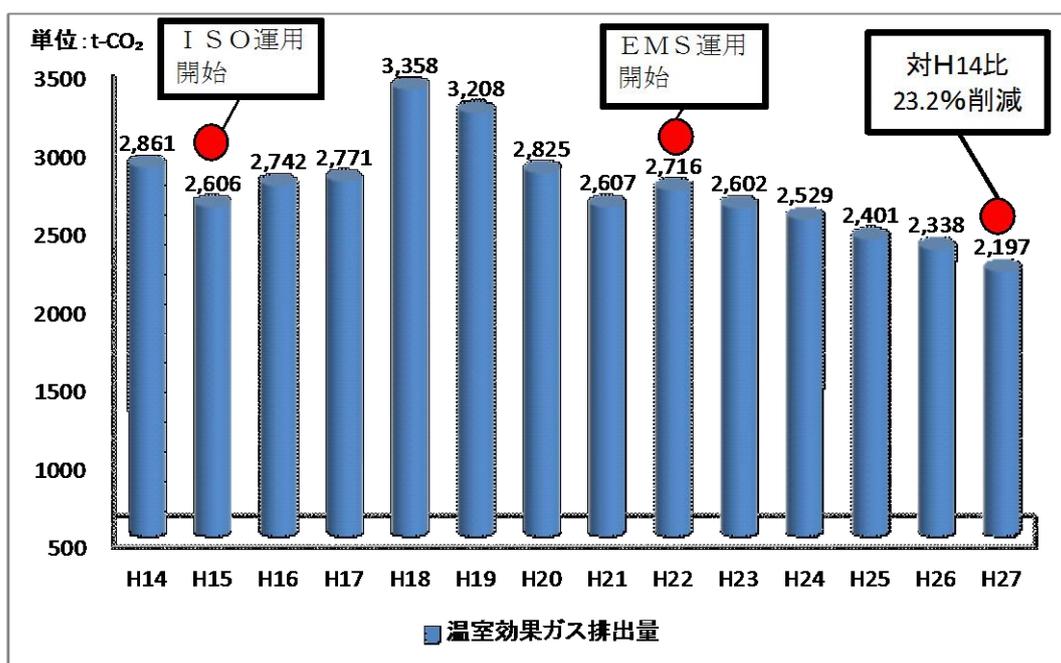
(2) 本市の温室効果ガス排出量の推移

EMSでは、温室効果ガス排出量を平成14年度比で10%削減（CO<sub>2</sub>換算）することを目標として取り組んできました。

この結果、平成27年度の排出量は平成14年度比で23.2%減となり、目標値の10%削減を達成しています。また、EMS運用開始時点の平成22年度と比較すると6年で19.1%減となりました。

排出量は、対象施設の増減や電力事業者の二酸化炭素排出係数の変動の影響を受けますが、全体として排出量は削減されています。

図1 温室効果ガス排出量の推移



#### 4 尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改訂

##### (1) 改訂の目的

本市の地球温暖化対策実行計画（事務事業編）はEMSのマニュアルを兼ねて運用していますが、運用開始から6年が経過し、また、新たに国の「地球温暖化対策計画」が策定され「社会情勢とのかい離が生じている。」「EMSのマニュアルでは法に規定する事項に即していない。」「EMSの運用が形骸化しており、事務量の割に温室効果ガスの排出削減につながっていない。」などの課題が発生しています。

これらの課題を解消することを目的として尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改訂します。

##### (2) 改訂の方針

次に掲げる3点を基本方針として、尾張旭市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を改訂します。

ア 温対法改正など国の動向を踏まえ、温対法及び社会情勢に沿った内容とします。

イ ISO14001の仕組みを継承した煩雑な事務手続きを簡素化するとともに、温室効果ガス排出削減を目的とするわかりやすい内容とします。

ウ 指定管理者制度導入施設（以下、「指定管理施設」という。）や学校なども含めた、市が実施する全ての事務及び事業を対象とします。

## 第2章 計画の基本的事項

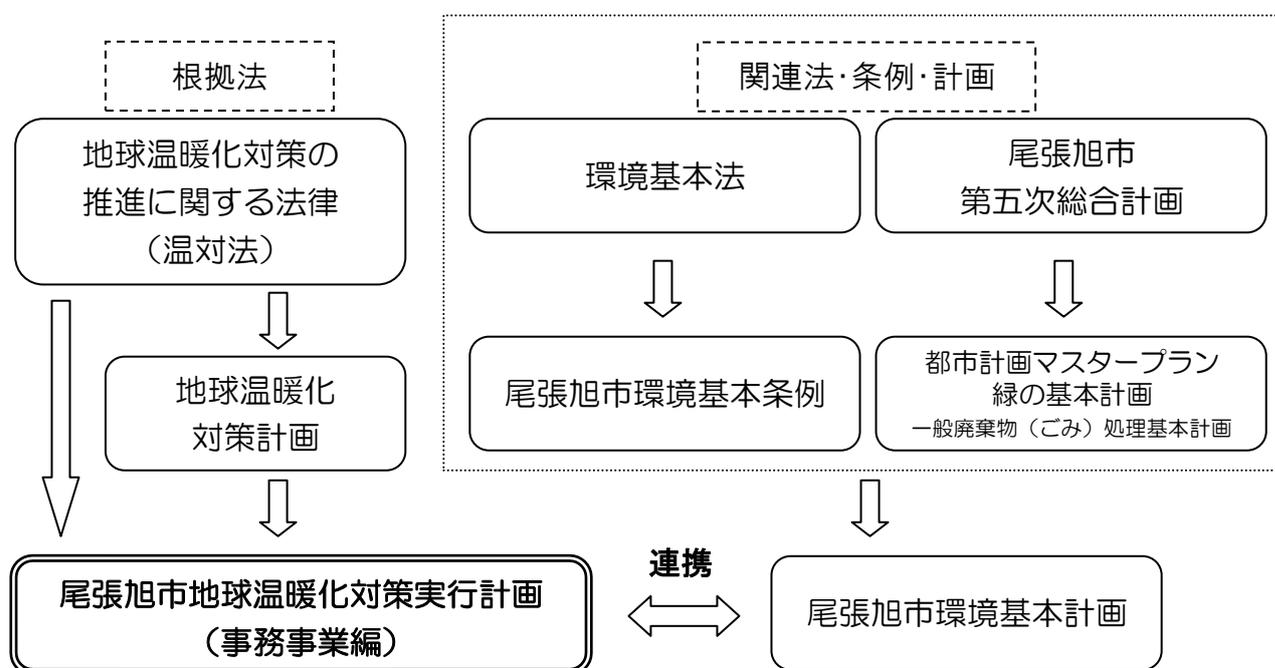
### 1 計画の目的

本市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出削減に向けて実施する取り組みを定め、地球温暖化対策を推進するとともに、職員の環境意識向上を図ることを目的とします。

### 2 計画の位置付け

本計画は、温対法第21条第1項に基づき策定する地球温暖化対策実行計画（事務事業編）であり、尾張旭市第五次総合計画や尾張旭市環境基本計画などの上位計画との整合を図るものとします。

図2 計画の位置付け



### 3 計画期間及び基準年度

本計画は、国が策定する「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされています。

このため本計画の計画期間は、「地球温暖化対策計画」に準拠し、平成29年度から平成42年度までの14年間とします。

また、基準年度は現状の把握が可能な直近年度である平成27年度とします。

なお、社会情勢や市の内部環境の変化等に対応するため、必要に応じ見直しを行うものとします。

### 4 計画の対象範囲

計画の対象範囲は、公立学校、指定管理施設を含めた本市のすべての事務

及び事業とします。(参考資料P 18参照)

なお、一部事務組合及び公共工事や各種調査業務など外部発注等により実施する事業は対象外とします。

## 5 対象とする温室効果ガス

本計画では、温対法が対象としている7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)」「メタン(CH<sub>4</sub>)」「一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)」「ハイドロフルオロカーボン(HFC)」を対象とし、本市の事務及び事業により排出されないその他の3気体については対象外とします。

表2 温対法が対象としている温室効果ガス一覧及び本市における排出割合  
(CO<sub>2</sub>換算比、平成27年度)

温室効果ガスの種類		人為的な発生源	排出割合
対象	二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気の使用及び燃料の燃焼等により排出され、温室効果への影響が最も大きい。	94.58%
	メタン(CH <sub>4</sub> )	自動車の走行及び下水処理等により排出される。	1.68%
	一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	自動車の走行及び下水処理等により排出される。	3.72%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。	0.02%
対象外	パーフルオロカーボン(PFC)	半導体の製造、使用及び廃棄時等に排出される。	0%
	六ふっ化硫黄(SF <sub>6</sub> )	電気施設の製造、使用及び廃棄時に排出される。	0%
	三ふっ化窒素(NF <sub>3</sub> )	半導体製造でのドライエッチング等により排出される。	0%

### 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

#### 1 基準年度の温室効果ガスの排出状況

##### (1) 基準年度（平成27年度）における温室効果ガス排出量

ISO14001及びEMSでは指定管理施設や学校などは制度の対象外としており、温室効果ガス排出量の算定の対象としていませんでしたが、本計画では、本市の全ての施設における事務及び事業を対象とします。

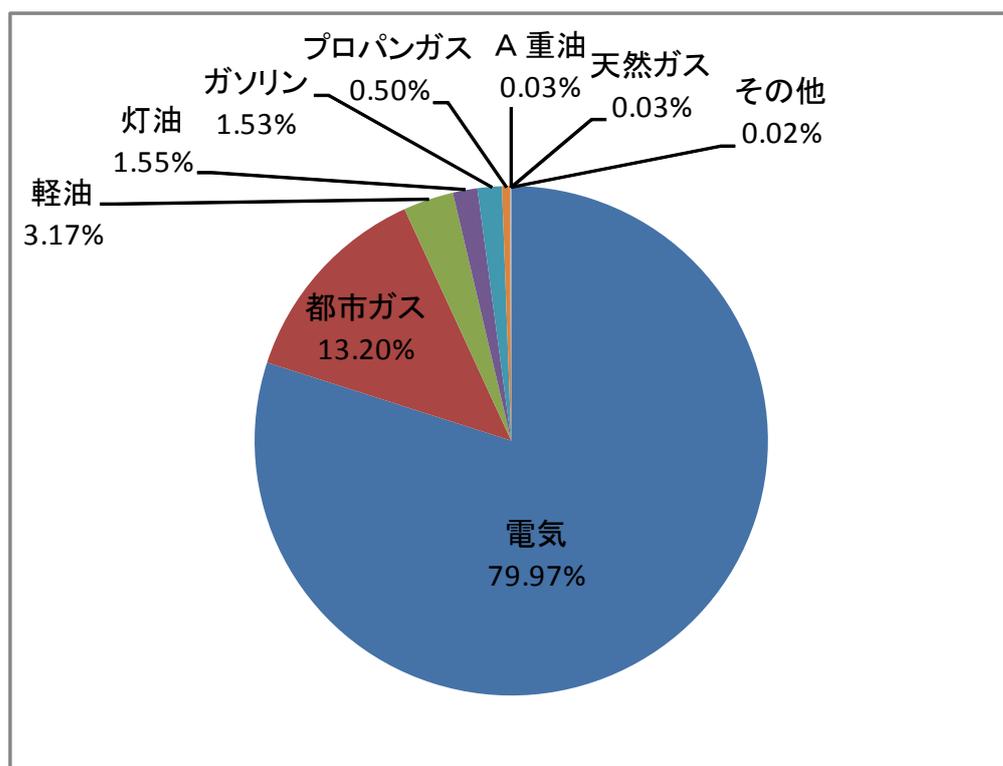
このことから、削減目標の設定を行うため、指定管理施設や学校なども含めた全ての施設の基準年度（平成27年度）における温室効果ガス排出量を改めて調査した結果、全体で7,058t-CO<sub>2</sub>でした。

##### (2) 要因別温室効果ガス排出割合

基準年度における、要因別の温室効果ガス排出割合は、図3のとおりです。

電気は約80%、都市ガスは約13%で、電気と都市ガスの使用による温室効果ガス排出が、9割以上を占めています。

図3 基準年度（平成27年度）の要因別温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出割合



##### (3) 施設類型別排出割合

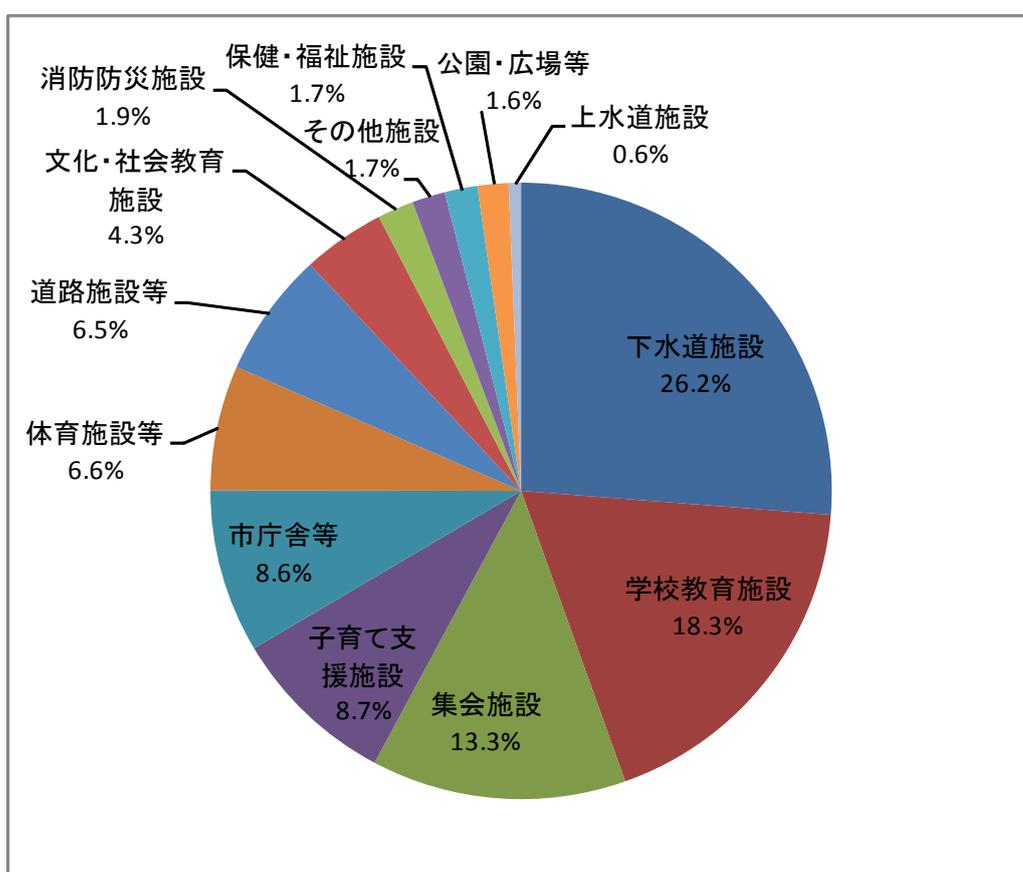
基準年度における、施設類型別の温室効果ガス排出割合は、図4のとおりです。

排出割合で上位となっている施設は、下水道施設（浄化センター）約26%、学校教育施設（小中学校及び学校給食センター）約18%、集会施

設（公民館、スカイワードあさひ等）約13%となっています。

排出割合が多い理由としては、下水道施設（浄化センター）は、下水処理を行うために多くの電気を必要とするとともに、下水処理の際にメタン（ $\text{CH}_4$ ）や一酸化二窒素（ $\text{N}_2\text{O}$ ）が発生します。学校教育施設（小中学校及び学校給食センター）については、施設数が多いことに加え、空調や給食の調理に多くの電気及び都市ガスを必要とします。集会施設（公民館、スカイワードあさひ等）は、施設数が多いことに加え、スカイワードあさひや中央公民館など使用頻度が高く、来館者のためにロビーなどの空調が必要な施設が多いため、電気を必要とします。

図4 施設類型別の温室効果ガス（ $\text{CO}_2$ ）排出割合



## 2 温室効果ガスの削減目標

### (1) 削減目標の設定についての検討

本計画は、国の「地球温暖化対策計画」に即して策定することとされていますが、この他に、今後予定されている施設整備や既に実施している温室効果ガス排出削減の実績についても考慮する必要があります。

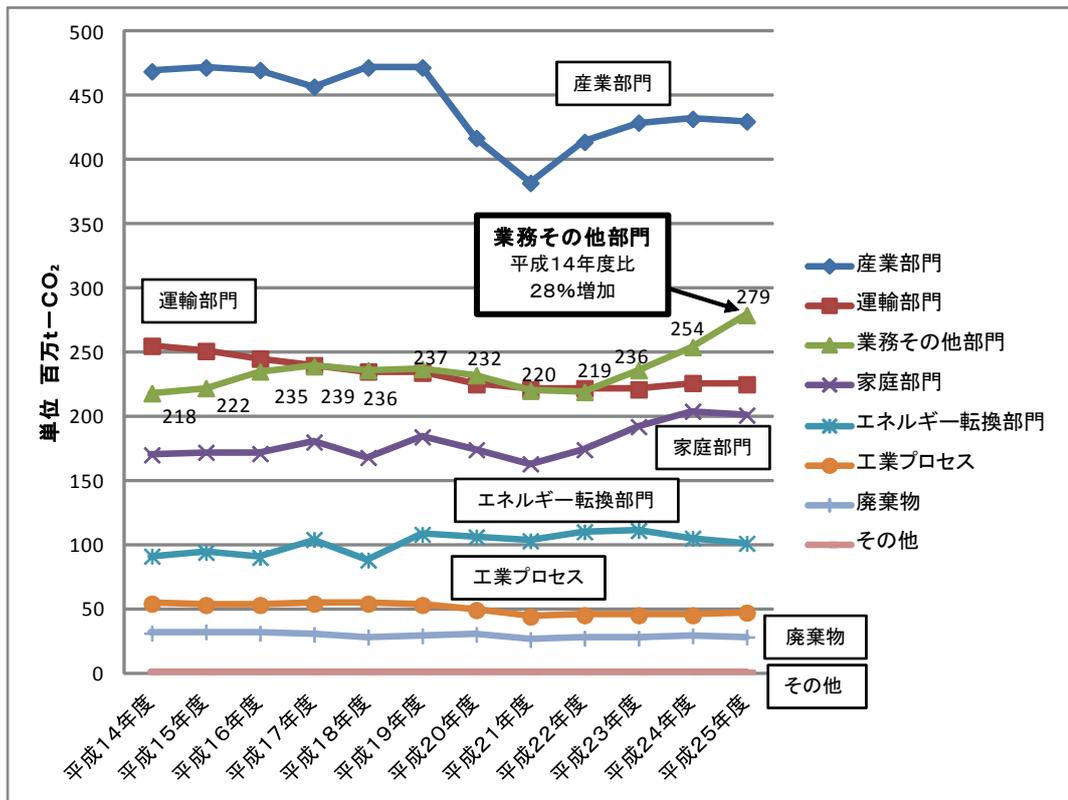
このため、本計画における削減目標は次に示す、「国の動向」、「施設整備による影響」及び「EMS等による温室効果ガス排出削減実績」を勘案し設定します。

ア 国の動向

国の「地球温暖化対策計画」において、地方公共団体の事務及び事業が含まれている「業務その他部門」における温室効果ガス削減目標は、「2030年度（平成42年度）までに2013年度（平成25年度）比で約40%削減する」としています。

「業務その他部門」全体の二酸化炭素排出量は、増加傾向にあり、2013年度（平成25年度）は2002年度（平成14年度比）で約28%増加しています。（図5参照）

図5 部門別の二酸化炭素排出量推移



（出典：平成27年度版 環境統計集）

イ 施設整備による影響

本市の電力使用量に大きな影響を与える施設の整備予定として、小中学校の普通教室への空調設置及び西部浄化センターの増設があります。

(ア) 小中学校の普通教室への空調設置

小中学校の普通教室への空調設置は、平成29年度から平成31年度まで順次行われ、全施設での運用開始後は平成27年度の市総排出量比で約4%程度の排出量の増加が見込まれます。

(イ) 西部浄化センターの増設

西部浄化センターの増設箇所については、平成31年度から供用が開始され、浄化センター全体のエネルギー消費量の増加が想定されています。しかし、浄化センターは、下水処理を目的とした施設であり多くの電力が必要であること、今後も下水道供用開始区域の拡大によ

りその事業量の増大が見込まれることなどから、現時点で他の施設と同一の削減目標を設定することは妥当ではないと考えられます。

ウ EMS等による温室効果ガス排出削減実績

本市は平成15年度より、ISO14001及びEMSによる温室効果ガス排出削減を行っていますが、温室効果ガス排出量の実績値には、指定管理施設や学校は算入されていません。

ISO14001及びEMSの対象施設以外については、対象施設に準じた取り組みを依頼していることから、同様の温室効果ガス排出削減効果はあると思われませんが、温室効果ガス排出実績のデータが無く、実際の削減実績を算出することができません。

このため、平成15年度から平成27年度までISO14001及びEMSによる温室効果ガス排出削減を継続して実施した施設を標本と捉え、本市のEMS等による温室効果ガス排出削減効果を推定した結果、平成27年度までの13年間で平成14年度比約15%を削減しています。（参考資料P23参照）

(2) 削減目標

『平成42年度までに温室効果ガス排出量を、基準年度（平成27年度）比で10%削減します。』

◎削減目標設定の考え方

国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の事務及び事業が含まれる「業務その他部門」の平成25年度排出量は平成14年度比で約28%増加している。</li> <li>・「業務その他部門」は平成42年度に平成25年度比で40%削減を目標としている。</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001及びEMSによる削減実績を踏まえ、国目標値を参考に削減目標を設定する。</li> <li>・温室効果ガス排出量は、平成15年度から平成27年度までの13年間で、平成14年度比約15%削減している。</li> </ul>
目標設定の考え方	<p>本市の平成42年度時点における、温室効果ガス排出削減状況を国目標と同程度とするためには、平成27年度比約10%の削減が必要（図6参照）</p>

削減目標の達成には、小中学校の普通教室への空調設置など、今後、温室効果ガス排出量の増加が見込まれる事業もあるため、温室効果ガス排出削減に向けたより一層の取り組みが必要です。

また、浄化センターについては、施設の増設や下水道供用区域の拡大により現時点で削減目標を設定することが困難であるため、本計画における

削減目標の設定対象からは除外し、施設の増設終了後、事業の状況を確認した後に個別の目標を定めるものとします。

ただし、本市の温室効果ガス排出量を公表する際には浄化センター分を含めた数値を併記することとします。

なお、浄化センターは、その事務の実施にあたっては本計画に定める温室効果ガス排出削減に関する取り組みを積極的に行うものとします。

図6 削減目標設定（平成14年度排出量を1とした各年度排出量）

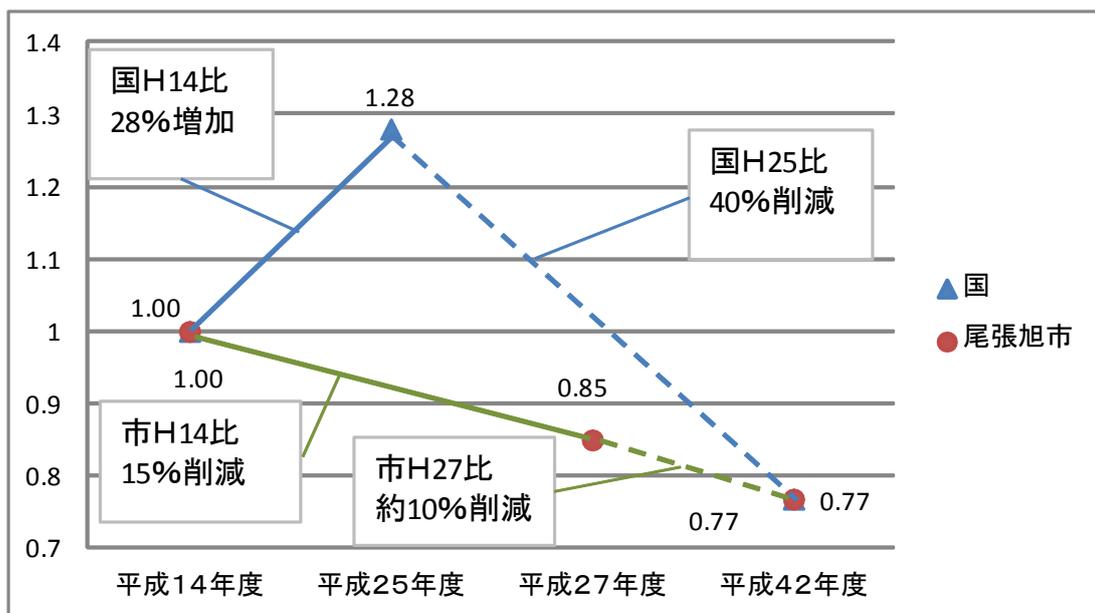
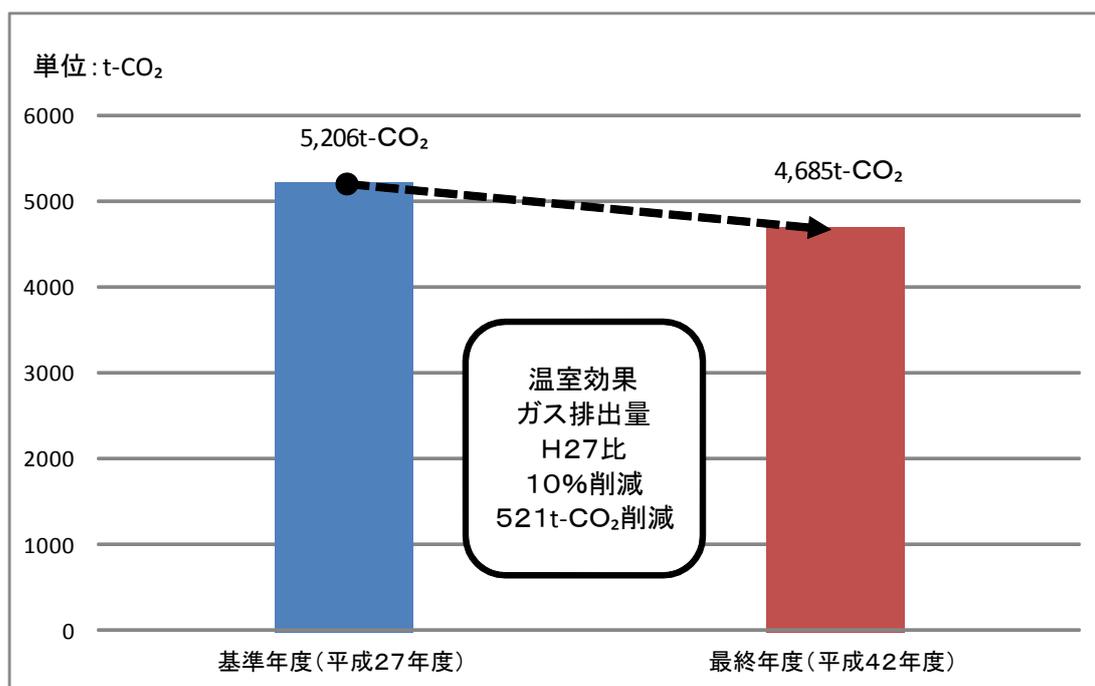


図7 温室効果ガス排出量（t-CO<sub>2</sub>）削減目標



※浄化センター分（平成27年度：1,852 t-CO<sub>2</sub>）を除いています。

## 第4章 取り組み内容

### 1 取り組みの基本方針

これまで本市では、ISO14001及びEMSによる温室効果ガス排出削減の取り組みにより一定の成果を上げてきました。

しかしながら、本計画の目標達成にはより一層の削減の取り組みが必要です。

また、市は、環境に配慮した行動を率先して行い、環境への負荷の低減に積極的に努めなければなりません。

このため、これまでの取り組みを参考に全職員が市の全ての事務及び事業において、以下の取り組みを実践し、温室効果ガス排出削減及び環境への負荷の低減を推進します。

#### (1) 省エネルギー、省資源の推進

空調・照明設備、パソコンの利用、事務用品やコピー用紙などの使用について、職員一人ひとりが自覚をもって行動し、省エネルギー、省資源を推進します。

#### (2) 廃棄物の排出抑制・リサイクルの徹底・適正処理

市の事務事業から排出される廃棄物について、排出抑制、リサイクルの徹底や適正処理を推進します。

#### (3) グリーン購入の推進

循環型社会の形成に資するため、市の事務事業に使用される製品について、環境負荷の少ない製品の購入を推進します。

#### (4) 公共工事の環境への配慮

公共工事の施行にあたっては、計画の段階から環境への影響に配慮し、環境への負荷の低減に努めます。

#### (5) 公共施設の省エネ化・再生可能エネルギーの活用

公共施設の新設や改築、設備の導入にあたっては、エネルギー効率の高い機器の導入や、施設の断熱性能を高めるなど、施設の省エネ化に努めるとともに、再生可能エネルギーの活用に努めます。

#### (6) 職員への周知・啓発

環境問題に関する情報提供及び研修を行い、職員の環境意識向上を図ります。

## 2 個別の取り組み

各取り組みの個別の具体的な取り組み例を、次のとおり示します。

### (1) 省エネルギー、省資源に関する取り組み

取り組み項目	具体的な取り組み例
全般	機器の更新時は、省エネルギータイプを選択する。
照明の適正使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未使用時の電源OFF等、照明使用に関する省エネ行動を徹底する。</li> <li>2 始業前、昼休み時は消灯する。</li> <li>3 終業後は速やかに消灯し、残業時には必要最低限の点灯（事務に支障のない照明は消灯する）を徹底する。</li> <li>4 未使用時の会議室等の消灯を徹底する。</li> <li>5 ロビー、廊下等の照明は必要最小限とする。</li> </ol>
OA機器等の適正使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 未使用時の電源OFFを徹底する。</li> <li>2 節電機能があるOA機器は、節電モードへの移行設定を行う。</li> </ol>
空調機器の適正使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 空調機器の温度管理等を徹底する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事務室内等の個々に基準点を設け、その基準点において、冷房時は28℃以上、暖房時は20℃以下となるように温度管理を行い、必要最小限の運転時間とする。</li> <li>(2) 執務時間外の空調設備の使用を禁止する。</li> </ol> </li> <li>2 空調機器のフィルター等の定期清掃を行う。</li> <li>3 未使用時は会議室等の冷暖房のスイッチを切る。</li> <li>4 衣服等による工夫を行う。</li> </ol>
公用車の適正使用	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出張等は、できる限り公共交通機関を利用する。</li> <li>2 エコドライブを徹底する。</li> <li>3 近距離の移動は、徒歩又は自転車を利用する。</li> <li>4 公用車保有台数は必要最小限とする。</li> <li>5 車両買替時は、低公害型の車両購入に努める。</li> </ol>
エレベーターの使用抑制	特別な事情がある場合を除き、エレベーターの使用を自粛する。
水の使用量の削減	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 日常的な節水に心掛ける。</li> <li>2 トイレの水道栓には、節水コマを付ける。又は、バルブにて流水量を調整する。</li> <li>3 洗車にはバケツ等を利用し、必要最低限の使用に努める。</li> </ol>
給湯設備の使用抑制	必要時のみの使用等、機器使用に関する省エネ行動を徹底する。

取り組み項目	具体的取り組み例
時間外勤務の計画的 執行	1 計画的・効率的事務による時間外勤務の短縮 2 ノー残業デーの適正実施

(2) 廃棄物の排出抑制、リサイクルの徹底及び適正処理に関する取り組み

取り組み項目	具体的取り組み例
全般	1 ごみになるものは受け取りを断る。(リフューズ) 2 ごみになるものが少ないものを購入する。(リデュース) 3 再生可能な物を、簡単に廃棄しない。(リユース) 4 分別回収を徹底し、資源のリサイクルを図る。(リサイクル)
紙類の有効利用	1 メモ用紙等に使用する場合は、ミスコピー等の裏面活用に努める。 2 内部文書の交換は、使用済み封筒の利用に努める。 3 会議等の資料の簡素化に努め、作成枚数を削減する。 4 電子データを利用し、紙の使用を控える。
ごみの分別、資源リサイクルの推進	1 公共施設から排出される事業系ごみは、各施設のごみ回収場所へ適切に排出する。(業者へ直接回収を依頼している場合を除く) 2 個人で購入している新聞、雑誌等は、各自持ち帰るなど個人で処分する。 3 現時点でリサイクルが不可能な物であっても、リサイクルが図られるよう検討を進める。

(3) グリーン購入に関する取り組み

取り組み項目	具体的取り組み例
事務用品等の購入	1 エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルがラベリングされた製品の購入に努める。 2 詰め替え製品を利用し、使い捨て製品は、特別な理由がない限り使用しない。 3 長期間利用できるものを購入し、長期間利用する。 4 可能な限りリサイクル素材の配合比率が高い製品の購入に努める。

(4) 公共工事の環境への配慮に関する取り組み

取り組み項目	具体的取り組み例
計画・設計段階での配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建設発生土や再生砕石等の再生資源の利用を促進する。</li> <li>2 コンクリート塊や建設発生木材等の建設副産物の削減及びリサイクルを推進する。</li> <li>3 高炉セメントや再生された建設材料等の環境にやさしい材料の使用に努める。</li> </ol>
工事実施段階での配慮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 低騒音、低振動、排出ガス対策型機械を積極的に使用するとともに、工事に伴う騒音、振動、粉じん、排出ガス等のより一層の低減に努めるよう請負業者に求める。</li> <li>2 高効率機器の採用、再生可能エネルギーの活用など、省エネルギーや資源の有効活用に努める。</li> <li>3 廃棄物の少ない施工技術及び施工方法の採用に努める。</li> <li>4 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、廃棄物が適正に処理されているかを確認する。</li> </ol>

(5) 公共施設の省エネ化・再生可能エネルギーの活用に関する取り組み

取り組み項目	具体的取り組み例
公共施設の省エネ化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 LED等の高効率照明の導入に努める。</li> <li>2 施設の断熱性能を高めるため、複層ガラスやブラインドシャッターの設置に努める。</li> <li>3 断熱性能の高い建材の採用に努める。</li> <li>4 自然光や自然換気を活用する設計・施工に努める。</li> </ol>
再生可能エネルギーの活用	太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用を検討する。

(6) 職員への周知・啓発に関する取り組み

取り組み項目	具体的取り組み例
職員への周知・啓発	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の温室効果ガス削減目標とともに、各所属・施設での温室効果ガス排出削減状況を周知する。</li> <li>2 環境問題に関する職員研修を実施する。</li> <li>3 環境シンポジウム・研修会等の情報提供を行い、参加を促す。</li> </ol>

## 第5章 計画の進行管理

### 1 推進体制

本計画は、PDCAサイクルを計画推進の仕組みとして進行管理を図ります。

本計画の推進に当たっては、環境管理委員会の指示を受け、「地球温暖化対策実行責任者」が全対象範囲における職員への依頼及び周知を行うものとします。

#### (1) 環境管理委員会

市長、副市長、教育長及び部長職（これに相当する職を含む。）にある者をもって充て、計画の策定又は見直し、計画に基づく取り組みの推進及び調整、計画の進行管理を行います。

#### (2) 地球温暖化対策実行責任者

市民生活部長をもって充て、計画の推進について統括します。

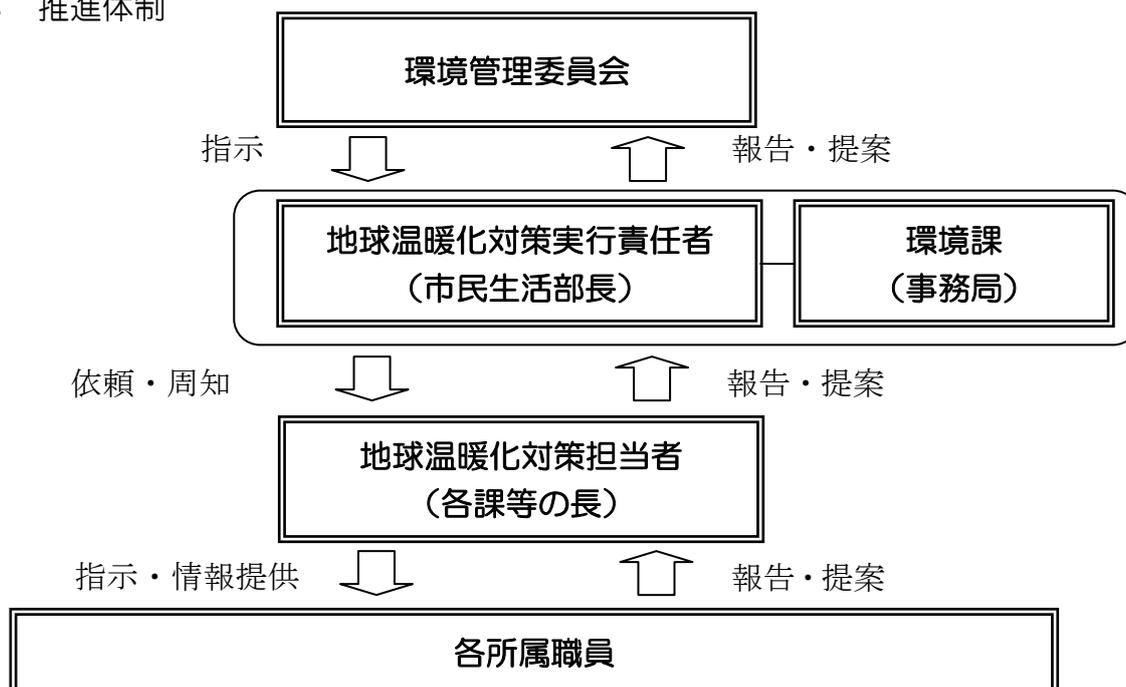
#### (3) 事務局

環境課をもって充て、地球温暖化対策実行責任者を補佐し、事務の取りまとめを行います。

#### (4) 地球温暖化対策担当者

各課等の長をもって充て、計画に掲げる取り組みについて、各所属内において周知徹底を行います。

図8 推進体制



## **2 計画の点検・評価・見直し**

地球温暖化対策担当者は、地球温暖化対策実行責任者へ半年に一度、エネルギー使用状況等を報告します。

地球温暖化対策実行責任者は報告を受け、計画の進捗状況を把握及び計画の推進に努めるとともに、年間の温室効果ガス排出量や削減目標の達成状況等を環境管理委員会へ報告します。

環境管理委員会は、報告に基づき、計画の推進状況について評価し、承認・見直し・改善等の指示を行います。

また、環境管理委員会において計画期間内に目標達成が困難と判断された場合は、期間を定めた具体的な計画として「温室効果ガス排出削減集中アクションプラン」を策定し、目標達成を目指すものとします。

## **3 公表**

本計画の実施状況については、市ホームページにより毎年公表することとします。

## 參考資料

## 参考1 対象組織及び施設一覧

部等名	課室名	施設名
	総合推進室	
企画部	秘書課	
	人事課	
	企画課	旧名古屋市立保育短期大学
		旧若松寮
		旧名古屋市立緑丘小・中学校
		旧名古屋市立給食センター
情報課		
総務部	総務課	
	災害対策室	
	行政経営課	
	財産経営課	市役所庁舎
		尾張あさひ苑
		スカイワードあさひ
		旭城
		旭前倉庫
	検査課	
税務課		
収納課		
市民生活部	市民活動課	旭ヶ丘ふれあい会館
		印場ふれあい会館
		霞ヶ丘ふれあい会館
		吉岡ふれあい会館
		大久手ふれあい会館
		東印場ふれあい会館
		北本地ヶ原ふれあい会館
		新池交流館・ふらっと
		城山コミュニティセンター
	市民課	
	産業課	宮浦会館
		東部市民センター
		渋川福祉センター
	環境課	旭平和墓園
環境事業センター		
健康福祉部	福祉課	
	長寿課	多世代交流館いきいき

		東部老人いこいの家
		中部老人いこいの家
		ともえ老人いこいの家
		旭台老人いこいの家
		井田老人いこいの家
		出屋敷老人いこいの家
		城山老人いこいの家
		城前老人いこいの家
		瑞鳳老人いこいの家
		西部老人いこいの家
		中央通老人いこいの家
		南部老人いこいの家
		柏井老人いこいの家
		平子老人いこいの家
	健康課	保健福祉センター
	保険医療課	
こども子育て部	こども未来課	
	保育課	あたご保育園
		はんのき保育園
		稲葉保育園
		茅ヶ池保育園
		西山保育園
		西部保育園
		川南保育園
		中部保育園
		東部保育園
		藤池保育園
		柏井保育園
		本地ヶ原保育園
		こども課
	白鳳児童館	
	平子児童館	
	本地ヶ原児童館	
	瑞鳳児童館	
	三郷児童館	
	中部児童館	
旭丘児童館		
渋川児童館		
三郷児童クラブ		

		本地ヶ原児童クラブ
		ピンポンパン教室（稲葉保育園内）
都市整備部	都市計画課	市営バス
		市営バスロータリー待合室
	都市整備課	旭根の鼻公園
		旭前公園
		旭前南公園
		一里山公園
		印場駅北公園
		印場中央公園
		茅池公園
		城前公園
		新池公園
		西向公園
		はんの木公園
		東向公園
		旭台第1号公園
		旭台第2号公園
		旭台第3号公園
		井田公園
		越水公園
		下川原公園
		角田公園
		吉岡公園
		五反田公園
		山の神公園
		四門公園
		狩宿新町第1号公園
		渋川公園
		出屋敷公園
		庄南公園
		城山公園
		西山公園
		石川公園
前の上公園		
大久手西公園		
大久手東公園		
大塚公園		
鳥居公園		

		塚坪公園
		土井下公園
		東栄公園
		東山公園
		南島公園
		二反田公園
		柏井南公園
		柏井北公園
		八反田公園
		北山公園
		北島公園
		本地ヶ原公園
		北山集会施設
		土木管理課
	尾張旭駅前広場トイレ	
	印場駅前広場トイレ	
	平子線アンダーパス電気室	
	道路施設	
	下水道課	東部浄化センター
		西部浄化センター
	上水道課	上水道施設管理センター
		水道資材倉庫
		旭ヶ丘配水場
		柏井配水場
		南山調整池
		吉岡調整池
		桜ヶ丘調整池
維摩池緊急水源		
	会計課	
消防本部	消防総務課	消防本部・消防署
		第一分団車庫
		第二分団車庫
		第三分団車庫
		第四分団車庫
		第五分団車庫
		第六分団車庫
	予防課	
	消防署	

教育委員会（事務局）	教育行政課	旭小学校
		東栄小学校
		渋川小学校
		本地原小学校
		城山小学校
		白鳳小学校
		瑞鳳小学校
		旭丘小学校
		三郷小学校
		旭中学校
		東中学校
		西中学校
		学校給食センター
		生涯学習課
	瑞鳳公民館	
	三郷公民館	
	藤池公民館	
	平子公民館	
	本地原公民館	
	白鳳公民館	
	旭丘公民館	
	渋川公民館	
	図書館	
	文化スポーツ課	文化会館
		狩宿郷倉
		どうだん亭
		旭ヶ丘運動広場
晴丘運動広場		
弓道場		
市民プール		
城山公園スポーツ施設		
総合体育館		
南グラウンド		
城山テニスコート		
城山野球場		
議会（事務局）	議事課	
監査委員（事務局）	事務局	

## 参考2 EMS等による温室効果ガス排出削減実績の算定

### 1 算定方法

ISO14001の基準年度である平成14年度から直近の平成27年度まで、引き続いてEMS等の対象となっている施設に限定し、温室効果ガス排出量を各々算定し比較します。

### 2 対象施設

市庁舎、藤池児童館、白鳳児童館、平子児童館、本地ヶ原児童館、瑞鳳児童館、旭丘児童館、渋川児童館、ピンポンパン教室、中部保育園、西部保育園、藤池保育園、本地ヶ原保育園、川南保育園、西山保育園、あたご保育園、柏井保育園、保健福祉センター、宮浦会館、環境事業センター、消防本部、中央公民館、渋川公民館、瑞鳳公民館、三郷公民館、藤池公民館、平子公民館、本地原公民館、白鳳公民館、旭丘公民館、図書館 計31施設

### 3 算定

平成14年度温室効果ガス排出量 1,728 t-CO<sub>2</sub>

平成27年度温室効果ガス排出量 1,468 t-CO<sub>2</sub>

平成14年度からの削減割合

$$1,468 \text{ t-CO}_2 \div 1,728 \text{ t-CO}_2 = \underline{0.85}$$

平成14年度からの削減率

$$(1 - 0.85) \times 100 = \underline{15\%}$$

### 4 まとめ

施設の増減による影響を除外したEMS等による温室効果ガス排出削減実績は、平成27年度時点で平成14年度比15%の削減でした。